

第3号議案

平成30年度の負担金について

茨城租税債権管理機構規約第13条第2項の規定に基づき、平成30年度の本機構の経費に充てる関係市町村の負担金の額については、下記のとおり定める。

記

- |          |  |         |
|----------|--|---------|
| 1 均等割額   | 1団体につき                                 | 50,000円 |
| 2 処理件数割額 | 市町村の人口階層区分毎に設定された件数枠に<br>110,000円を乗じた額 |         |
| 3 徴収実績割額 | 平成28年度徴収実績額に10パーセントを乗じた額               |         |

平成29年8月31日提出

茨城租税債権管理機構

管理者 豊田

稔

